

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

平成 18 年 3 月 28 日

総 務 部

1 改正の趣旨

「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令」（平成18年4月1日施行予定）が制定される予定であり、これに伴い通算退職年金等の額の算定に関する規定を改めようとするものである。

2 改正の要点

通算退職年金等の年額の改定

平成17年平均の全国消費者物価指数が公表され、対前年比変動率が0.3%下落したことに伴い、年金額について、0.3%減額改定するものである。

3 施行期日

平成18年4月1日

4 改正方法

恩給額の減額改定となることから年度内に条例の改正を行う必要があるが、額の算定のもととなる政令が現在未制定であることから、政令の制定後にすみやかに条例改正を行い平成18年4月1日から施行するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行おうとするものである。

5 恩給支給状況

区 分	人数	現行年額 (円)	改定後年額 (円)	備考
	平均年齢			
退隠料	2	3,297,500	改定なし	
	91.0			
遺族扶助料	2	1,922,300	改定なし	最低保障適用者2人
	88.0			
通算退職年金	2	1,820,100	1,814,600	
	78.0			
合 計	6	7,039,900	7,034,400	
	85.6			